

愛川町テニス協会 慶弔金支給基準

第1条(目的)

この基準は、愛川町テニス協会の役員(理事)及びその家族並びに加盟団体代表者・近隣テニス協会・神奈川県テニス協会・その他の当協会関連団体に係わる慶弔金の支給に関し定める。

第2条(慶弔金の種類)

慶弔金の種類は、次のとおりとする。

- (1)受賞時祝金
- (2)弔慰金

第3条(支給申請)

この慶弔金の支給に該当する者があるときは、事務局に申請し、理事長の承認により支給する。

第4条(重複支給の禁止)

2名以上の役員が同一の事由によって受給資格となった場合は、喪主または年長者のいずれか一方に支給する。

第5条(受賞時祝金)

役員が国またはこれに準ずる機関から表彰されたときは、相応の祝金を支給する。

第6条(弔慰金)

役員またはその家族及び加盟団体代表者が死亡した場合は、次のとおり弔慰金を支給する。

区 分	弔慰金額
本人	5,000 円
役員の配偶者	5,000 円
役員の子	5,000 円
役員の父母	5,000 円
加盟団体代表	5,000 円

2. 弔慰金の名義は、愛川町テニス協会会長名を原則とする。

第7条(弔電)

役員および役員の配偶者・子・父母ならびに加盟団体代表者が死亡した場合は、愛川町テニス協会会長名義をもって弔電を送ることが出来る。

第8条(支給制限)

弔慰金の取扱いについて、次に該当する場合は原則として適用しない。

- (1)支給事由が著しく愛川町テニス協会の体面を汚す行為によるとき。

第9条(基準の改廃)

この基準の改廃は、理事会の審議を経て会長が決定するものとする。

第10条(付則)

近隣テニス協会・神奈川県テニス協会・その他の当協会関連団体に係わる弔慰金は、社会一般の常識範囲内で支給する。

2. 理事会又は理事長の判断で第6条の弔慰金の受給対象者以外にも支給することができる。

第11条(実施日)

この基準は平成18年10月1日より実施する。